

【全般】

1. 人命を最優先とする行動の徹底

人命第一の観点から、暴風雨、異常出水時においては、農地や農業用施設等の見回りについては、最新の気象情報を十分に確認し、これらの状況が治まるまで行わないこと。

また、暴風雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、ほ場周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。

暑熱環境下で作業を行う場合は、熱中症対策として、高温下での長時間作業を避け、こまめな水分と塩分の補給や休憩を取るよう心掛けること。

これまでの地震や台風、記録的な豪雨等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き、土砂災害に細心の注意を払い、人命を最優先に行動し、二次災害の防止に努めること。

2. 連携体制の整備

大雨が予想される地域にあつては、都道府県、普及指導センター、病虫害防除所、農業協同組合など関係機関の連携体制を整備し、気象庁の情報を基にどのような影響があるか把握しつつ、地域の品目や生育ステージに応じた対応を速やかに現場に徹底すること。

3. 大雨対策

局地的な大雨が予想される地域においては、ほ場の冠水のおそれがあることから、速やかな排水に備えておくこと。特に、これまで冠水したことがあるほ場や地域については、重点的に対応を進めること。排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。

なお、各地方農政局土地改良技術事務所において、ほ場が冠水又はそのおそれがある場合、排水対策に活用できる災害応急用ポンプの貸出を行っているので、活用されたい。

また、低地や川沿いにあるなど、収穫物の保管場所の浸水被害が想定される場合は、収穫物を浸水の危険がない場所へ移動すること。

4. 病虫害対策

病虫害への対策については、ほ場の冠水又は浸水、過湿などにより病害の被害を受けやすいことから、都道府県病虫害防除所から発表される発生予察情報に基づき、適期防除に努めること。また、防除に必要な農薬の供給が不足しないよう、必要に応じて、農薬の販売店や農業協同組合等に対し、必要な農薬が供給されるよう要請すること。

5. 漏電等への対策

農業用施設や機械が冠水・浸水した場合は、機械・機器等の始動や通電を再開する際には、使用マニュアルなどにより手順や注意事項を確認するとともに、漏電やショートに留意した対応を行うこと。特に、一定程度浸水した農業機械は、スイッチを入れた場合にエンジン破損やバッテリー、電子制御装置等の漏電、発火の危険がある。このため、メーカーによる点検を受けるまではスイッチを入れないこと。

6. 防犯対策

暴風雨、増水等により施設や倉庫等の管理や巡回が十分できないことから、日頃から出入口等の施錠を確認するなど、防犯対策に留意すること。

【作目別対策】

1. 水稻・麦類・豆類

(1) 事前の対策

冠水や浸水の予想されるほ場において、作物の性質やほ場の状況に応じて、冠水又は浸水後の排水対策が速やかに行われるよう、溝切り等の対策を講じるほか、明きょ等を点検・補修等を行っておくこと。

収穫後に自宅倉庫等で保管されている米については、浸水等により被害が発生しないよう適切な場所で保管すること。

(2) 被害拡大防止のための対策

ア. 水稻については冠水時には排水路等を通じて速やかな排水に努め、排水後は、白葉枯病等の発生動向に留意し、的確な防除に努めること。また、冠水被害を受けた稲体は水分調節、肥料吸収等の機能が低下していること、登熟期における台風通過に伴うフェーン現象は、白穂の発生、登熟不良等を引き起こすことから、根の活力を旺盛に保つよう水管理を徹底するとともに、応急的に通水し、水分の補給に努めること。

大雨により倒伏が起きた場合には、未熟粒や穂発芽等が発生し、品質低下が懸念されるため、被害の程度と稲の状況を見極めつつ適期収穫に努めるとともに、被害稲は仕分けして乾燥・調製を行うこと。

ほ場の冠水リスク等を予め地域のハザードマップ等により確認するとともに、冠水リスクが高い場合には普及指導員等と相談の上、収穫後の稲わらが他のほ場等に流出・堆積が起らないよう早期にすき込みや撤去等を行うこと。

イ. 種子については、水濡れがないよう安全な場所で保管する等管理を徹底すること。

ウ. 豆類については、土壌の多湿状態が長時間継続すると、土壌中の酸素不足による生育遅延や根腐れを引き起こすため、早期排水対策に努めること。また、強風等により莢等が損傷した場合には、傷口から病原菌が侵入しやすくなるため、天候の状況を注視し、必要に応じ速やかに防除を行うこと。

2. 畑作物・特産農作物(茶、かんしょ、ばれいしょ、てん菜、さとうきび、そば、こんにゃくいも)

(1) 事前の対策

冠水や浸水の予想されるほ場において、作物の性質やほ場の状況に応じて、冠水又は浸水後の排水対策が速やかに行われるよう、溝切り等の対策を講じるほか、明きょ等の点検・補修等を行っておくこと。

茶については、摘採期を迎えている場合には、可能な限り、降雨前に摘採を行うこと。

(2) 被害拡大防止のための対策

ア. かんしょやばれいしょについては、ほ場が冠浸水した場合、生育遅延や塊茎腐敗(例：サツマイモ基腐病)等を起こしやすいので、速やかな排水に努めること。また、湿潤ほ場での収穫は行わないこと。

イ. てん菜については、ほ場が滞水した場合、生育不良等を起こしやすいので、速やかな排水に努め、長時間の冠水又は浸水を避けること。また、過湿により病害の発生が助長されるので、状況に応じた適切なほ場管理や薬剤散布を行うこと。

ウ. さとうきびについては、降雨後、表土の流出により根浮き等がみられることがあるので、この場合、速やかに土で被覆すること。

エ. 茶については、天候が回復した後、茶園の排水溝や法面等を点検し、必要に応じて修復を行うこと。

- オ. そばについては、ほ場が滞水した場合、出芽不良や根腐れによる生育不良等を起こしやすいので、速やかな排水に努め、長時間の冠水を避けること。
- カ. こんにゃくいもについては、冠水、浸水の被害を受けた、又は土砂の流入のあったほ場では、速やかな排水に努めること。

3. 野菜

(1) 事前の対策

- ア. ほ場内の早期排水対策として、あらかじめ溝切り、畦立て等の管理作業に努めること。
- イ. 定植後の幼苗期は、支柱等により倒伏を防止すること。支柱やネットを設置している作物は、確実に固定されているか確認し、必要に応じて補強しておくこと。
- ウ. は種や定植を予定している場合は、降雨前の作業を避け、降雨後に行うこと。

(2) 被害拡大防止のための対策

- ア. 冠水や浸水等を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により生育の回復に努めるとともに、病害虫の発生を防止するため、折損した茎葉の除去と適切な薬剤散布を行うこと。
- イ. 防除用設備（配管、水槽、スプリンクラー、防除機材等）が破損するなど、既存の管理・防除手段が使えなくなった場合には、他の管理・防除設備等の手配など、代替手段の確保に努め、適期防除を徹底すること。
- ウ. 果菜類では、根傷みによる草勢低下を防ぐため、摘果や若どりにより着果負担を軽減すること。
- エ. 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。また、被害が著しい場合には、他の品種又は作物に転換することも検討すること。

4. 果樹

(1) 事前の対策

- ア. 収穫可能な果実はできる限り収穫しておくこと。その際、農薬散布から収穫までの経過日数に留意すること。
- イ. 強い風雨が予想される地域では、かんきつかいよう病及び黒点病、りんご及びなしの黒星病、もものせん孔細菌病等の発生・感染拡大が懸念されるため、防除基準に基づき薬剤散布を行うとともに、既に罹病葉等がある場合には園外へ処分すること。
- ウ. 排水が速やかに行われるよう園地周辺の集排水路の点検、清掃を行うこと。特にマルチ栽培の場合は、雨水が土中に浸透せず園外への排出量が増加し、土砂崩れや石垣の崩壊等につながる可能性があるため、排水路や排水溝の点検、清掃に留意すること。

(2) 被害拡大防止のための対策

落下した果実については、農薬散布から収穫までの経過日数に留意し、必要に応じて低温保管、選別の徹底、早期出荷等に努めること。

りんごについては、果汁のパツリン汚染を防止するため、土壌に触れた果実は原則果汁原料用には利用しないこと。やむを得ず利用する場合には、低温保管、早期利用、腐敗果の除去等に努めること。

5. 花き

(1) 事前の対策

- ア. 露地栽培の草丈の低い花きについては、寒冷紗等で被覆し、草丈が高く支柱を立てている花きについては、支柱の点検・補強を行い、風害に備えること。
- イ. ほ場内の早期排水対策として、あらかじめ溝切り等の管理作業に努めること。

(2) 被害拡大防止のための対策

- ア. 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めるとともに、倒伏した株を早急に立て起こし、茎や花穂の曲がりを防止すること。
- イ. 折れた茎葉の除去、適切な薬剤散布等により、病害の発生抑制に努めること。
- ウ. 天候が回復した後、被覆資材、支柱、防虫ネット等の栽培施設や資材の点検及び修復を行うこと。特にキク等の栽培に係る電照・補光関連施設（電球、タイマー等）については、速やかに作動状況の点検を行うこと。
- エ. 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植え替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。

6. 園芸施設

(1) 事前の対策

- ア. ハウスの側面、妻面、屋根面の補強資材を設置し、構造強化を行うこと。また、腐食やサビがないか、留め具等に緩みがないか等点検し、必要な補修を行うこと。
- イ. ハウス周辺は、雨水の滞留やハウス内への侵入がないよう整備すること。谷樋や縦樋、排水溝は清掃を行い、速やかに雨水が排除できるようにしておくこと。
- ウ. 停電に備え、手動換気やカーテンの手動開閉等の作業内容の手順を確認しておくこと。また、かん水用水の貯水を行うとともに、非常用電源が確保できる場合は事前に動作確認を行っておくこと。

(2) 被害拡大防止のための対策

- ア. 冠水又は浸水したほ場については、速やかな排水を行うこと。
- イ. 降雨後はハウス各部を点検し、必要な補修を行うこと。構造体のボルトや筋かい等は適切な方法で締め直すこと。
- ウ. 被覆材や支柱、防虫ネット等の資材の点検や、必要な修復等を行うこと。環境制御装置や補光関連設備等についても、速やかに作動状況を確認すること。

7. 畜産

(1) 事前の対策

- ア. 畜産施設については、損傷、倒壊等を避けるため、必要に応じて補修を行うこと。
- イ. 大雨による畜産施設への浸水のおそれがある場合は、明きよの施工等により排水に努め、家畜への被害が生じるおそれがある場合は、事前に避難場所を確認し、状況に応じて家畜を避難させる等の適切な処置を行うこと。
家畜の避難に際しては、積込み前後の車両消毒、荷台における体液等の漏出防止措置並びに運搬後の車両及び資材の消毒等の防疫対応を徹底すること。なお、避難先から元の農場へ家畜を戻す際は、避難時と同様に消毒等の防疫対応については徹底すること。
- ウ. 各地域において、行政機関や生産者団体等との連携により、あらかじめ停電や断水等の対応を確認し、被災時には自家発電機による搾乳や生乳冷却等について、早急に対応できるよう努めること。

エ．飼料・燃料などについては、不測の事態を考慮し、家畜を1週間以上飼養するために必要な分量を在庫量として維持するよう、計画的な生産や購入に努めること。その保管場所については、河川の増水や土砂崩れのリスクも考慮し、分散して保管するなど工夫すること。また、飲水についても貯留タンクの設置やくみ上げポンプを準備するなどの対応を行うよう努めること。

オ．天気予報などにより天候の状況を注視し、飼料作物の管理・収穫作業等の計画を変更するとともに、収量や品質の確保のために、その調製法や時期についても、例えば乾草からサイレージに切り替えるなど臨機応変な対応を行うこと。特に飼料用とうもろこしについては、大雨が予想される場合、糊熟期以降であれば、収穫適期に達していなくても、被害軽減のために収穫作業を一部前倒して開始することも検討すること。また、降雨による冠水に備え、ほ場に明きよや暗きよを整備するなど、排水対策を講ずること。

(2) 被害拡大防止のための対策

ア．畜産施設及び家畜

(ア) 天候が回復した後、直ちに畜産施設内及びその周辺の排水を行うよう努めること。また、土砂が流入した場合には、再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、土砂を除去するよう努めること。

(イ) 畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚染がないか確認し、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うよう努めること。飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾患の発生予防措置を講じるよう努めること。

(ウ) 水濡れ、土壌の付着などにより品質が低下した飼料の給与は、家畜への健康被害や畜産物を通じた人の健康への影響の懸念がある場合は中止すること。健康への被害や影響が明らかでない場合には、家畜保健衛生所などの指示を仰ぐこと。飼料の品質が低下しているもののこれらの影響が想定されない場合で、代替飼料が確保できないなどの理由によりやむを得ず給与する場合には、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意すること。

イ．飼料作物及び稲わら

(ア) 冠水や浸水等の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。

(イ) 倒伏、冠水などにより、飼料作物が被害を受け、減収が懸念される場合などには、次期作を前倒しした作付けや、稲わら等の農産副産物の確保等により、粗飼料の量と質の確保に努めること。

ウ．その他

北海道においては、2番草以降の牧草及びサイレージ用とうもろこしの収穫並びに秋に草地更新を行う際には、北海道庁が公表している「営農技術対策」や「北海道自給飼料改善協議会」作成のリーフレット等に従い、引き続き粗飼料の量と質の確保に努めること。